

実施方針及び要求水準書（案）に関する質問・意見に対する回答

事業名：国道4号茶畑地区電線共同溝PFI事業

令和6年9月11日

国土交通省 東北地方整備局

国道4号茶畑地区電線共同溝PFI事業 実施方針に関する質問回答

No.	資料名	頁	項目			質問内容	回答	
1	実施方針	1	第1	1	(2)	事業の対象となる公共施設等の名称及び種類	「②イ道路（車道）」については、切削オーバーレイでしょうか、打ち替えでしょうか。または、切削オーバーレイの場合、何層での復旧でしょうか。	詳細は入札公告時に示します。
2	実施方針	1	第1	1	(2)	事業の対象となる公共施設等の名称及び種類	「②イ道路（歩道）」については、全面復旧でしょうか、影響範囲までの復旧でしょうか。	詳細は入札公告時に示します。
3	実施方針	1	第1	1	(2)	事業の対象となる公共施設等の名称及び種類	既に敷設されている情報ボックスは、「②ウ道路附属物（道路照明、排水構造物、防護柵、縁石、道路標識等）」に含まれており、移設が必要となった場合は本事業に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	詳細は入札公告時に示します。
4	実施方針	1	第1	1	(2)	事業の対象となる公共施設等の名称及び種類	「②ウ道路附属物（道路照明、排水構造物、縁石、防護柵、道路標識等）」については、全面更改ではなく支障箇所のみの変更との理解でよろしいでしょうか。	詳細は入札公告時に示します。
5	実施方針	2	第1	1	(5)	特定事業の概要	「②アb 詳細設計業務」には、電線共同溝修正設計の他に、道路詳細設計や道路照明詳細設計等は当初工程に含まれていないとの理解でよろしいでしょうか。道路詳細設計や道路照明詳細設計等を実施する場合、設計変更の対象となるとの理解でよろしいでしょうか。	詳細は入札公告時に示します。

国道4号茶畑地区電線共同溝PFI事業 実施方針に関する質問回答

No.	資料名	頁	項 目			質問内容	回答
6	実施方針	2	第1	1	(5) 特定事業の概要	「②エb 補修業務」の対象施設は、「③特定事業の対象範囲」における維持管理業務で〇となっている電線共同溝設備のみとの理解でよろしいでしょうか。また、補修に要する費用を算出するための情報は提示いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
7	実施方針	3	第1	1	(5) 特定事業の概要	維持管理業務の対象範囲において、維持管理対象施設が電線共同溝の本体のみとなっておりますが、工事業務で実施した舗装部は維持管理（点検・補修業務）対象外との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
8	実施方針	4	第1	1	(7) 事業期間	「本事業の事業期間は、東北地方整備局と特定事業を実施する民間事業者との間で締結する本事業の実施に関する契約（以下「事業契約」という。）の締結日から令和30年3月末までの期間（24年間）とする。」と記載がありますが、事業者の帰責事由以外で長期間施工不可となった場合、事業の一時中止の手続きは可能であるとの理解でよろしいでしょうか。また、この場合、一時中止の期間、事業期間が延長されるとの理解でよろしいでしょうか。	詳細は入札公告時に示します。
9	実施方針	4	第1	1	(8) 事業スケジュール	整備期間が8年間で設定されておりますが、従来方式での整備期間は何年を想定されておりますでしょうか。	実施方針に関する質問ではないため、回答の対象外とします。
10	実施方針	4	第1	1	(8) 事業スケジュール	「※1 整備期間について、第一次審査資料を提出した民間事業者（以下「応募者」という。）による工期短縮の提案を可能とする。」とありますが、その短縮期間は年単位との理解でよろしいでしょうか。	年単位や月単位の提案を想定しています。

国道4号茶畑地区電線共同溝PFI事業 実施方針に関する質問回答

No.	資料名	頁	項目			質問内容	回答
11	実施方針	4	第1	1	(8) 事業スケジュール	設計施工期間が短縮となった場合、本施設の完成・引渡し時期は前倒しになるのでしょうか。	完成の引渡し時期は前倒しを想定しています。
12	実施方針	4	第1	1	(9) 事業者への支払	「①整備事業に係る対価」および「②維持管理業務に係る対価」について、令和14年度から令和29年度までの間の物価上昇による、材料費・労務費・材料費・機械費・油脂等（以下、労務費等とする。）の費用は「国土交通省の単品スライド条項」で設計変更の対象になるとの理解でよろしいでしょうか。また、PFI事業は長期にわたるので、毎年度且つ複数回の労務費等のスライドは認めて頂けるという理解でよろしいでしょうか。	詳細は入札公告時に示します。
13	実施方針	5	第1	2	(1) 選定基準	特定事業選定時のPSCの算定において、最近の類似事例（従来方式）の落札価格をもとに算定されるかと思われませんが、落札価格等は過去何年平均を考慮しているか、ご教授願います。	実施方針に関する質問ではないため、回答の対象外とします。
14	実施方針	8	第1	3	民間事業者の募集及び選定に関する手順・スケジュール	「令和6年10月下旬頃：入札公告・入札説明書等の公表・交付入札説明書等に関する」と記載されていますが、「交付入札説明書等に関する」に続く文章をご教示ください。	実施方針を修正します。
15	実施方針	10	第2	4	(2) 審査の内容	「⑥賃上げの実施」について、構成企業全部で賃上げを実施していない場合でも、一部の構成企業が実施している場合、加点の対象となるとの理解でよろしいでしょうか。	詳細は入札公告時に示します。

国道4号茶畑地区電線共同溝PFI事業 実施方針に関する質問回答

No.	資料名	頁	項 目			質問内容	回答
16	実施方針	12	第2	6	(1) 応募者の構成	「⑥ただし、応募グループの場合は、同一の者又は相互に資本面若しくは人的関係において関連のある者が第1 1 (5) ②イに掲げる工事業務のうちa,bの業務と、第1 1 (5) ②ウの工事監理業務を実施することはできない」とありますが、第1. 1 (5) ②イに掲げる工事業務cの本施設の所有権移転業務と第1 1 (5) ②ウに掲げる工事監理業務は同一の者が兼務できると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
17	実施方針	14	第2	6	(3) 設計企業の参加資格要件	「ただし、調整マネジメント業務（設計段階）のみを実施する者はこの限りではなく、次の②の実績を有する者又は（4）に掲げる工事企業の参加資格要件を満足するものであれば良いものとする。」とありますが、国発注の委託業務やPFI事業で施設引渡が完了した事業は実績として認められるという理解でよろしいでしょうか。	実施方針の第2 6 (3) ②又は（4）②に記載のとおりです。
18	実施方針	15	第2	6	(3) 設計企業の参加資格要件	②ア「※ 事業監理業務とは、国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した業務で、工事発注までに必要となる測量・調査・設計業務等に対する指導・調整、地元及び関係行政機関等との協議、事業監理等の業務を行うマネジメント業務」とありますが、国又は地方公共団体から受注した設計監理業務は実績として認められるという理解でよろしいでしょうか。	実施方針の第2 6 (3) ②アに記載のとおりです。
19	実施方針	17	第2	6	(4) 工事企業の参加資格要件	「ただし、本施設の所有権移転業務及び調整マネジメント業務（工事段階）のみを実施する者はこの限りではなく、次の②の要件又は（3）に掲げる設計企業の参加要件資格②を満たせば良いものとする。」とありますが、国発注の委託工事やPFI事業で施設引渡が完了した事業は実績として認められるという理解でよろしいでしょうか。	実施方針の第2 6 (4) ②又は（3）②に記載のとおりです。

国道4号茶畑地区電線共同溝PFI事業 実施方針に関する質問回答

No.	資料名	頁	項 目			質問内容	回答	
20	実施方針	17	第2	6	(4)	工事企業の参加資格要件	②アの同種工事ですが、「電線類の地中化工事」と記載があるため道路管理者委託の電線共同溝引込連系管路工事、電線管理者発注の電線共同溝引込連系設備工事又は電気通信設備工事も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	実施方針の第2 6 (4) ②に記載のとおりです。
21	実施方針	17	第2	6	(4)	工事企業の参加資格要件	第一次審査資料提出の際には、第2. 6. (4) ③に記載していただいている基準を満たす技術者を複数名申請してもよろしいでしょうか。	実施方針に関する質問ではないため、回答の対象外とします。
22	実施方針	18	第2	6	(4)	工事企業の参加資格要件	③ウの同種工事ですが、「電線類の地中化工事」と記載があるため道路管理者委託の電線共同溝引込連系管路工事、電線管理者発注の電線共同溝引込連系設備工事又は電気通信設備工事も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	実施方針の第2 6 (4) ③ウに記載のとおりです。
23	実施方針	18	第2	6	(4)	工事企業の参加資格要件	④イの既存ストック所有者からの業務委託受注及び施工実績を証明する書類は、工事請負契約書、設計図書、特記仕様書との理解でよろしいでしょうか。	詳細は入札公告時に示します。
24	実施方針	18	第2	6	(4)	工事企業の参加資格要件	④において、既存ストックを活用する工事を行う者としては、令和5年度・6年度「通信設備工事」の一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていることが必要と記載ありますが、既存ストック活用工事に配置する技術者についても、第2. 6. (4) ③の要件を満たす者を配置するとの理解でよろしいでしょうか。	実施方針の第2 6 (4) ④に記載のとおりです。

国道4号茶畑地区電線共同溝PFI事業 実施方針に関する質問回答

No.	資料名	頁	項 目			質問内容	回答	
25	実施方針	18	第2	6	(5)	工事監理企業の参加 資格要件	「①同種工事の工事監督を支援、または、自ら工事監督を行った実績を有すること。」とありますが、国発注の委託工事やPFI事業で施設引渡が完了した事業での工事監理業務は実績として認められるという理解でよろしいでしょうか。	実施方針の第2 6 (5) ①に記載のとおりです。
26	実施方針	27	第8	3	(2)	設計図書等の閲覧	閲覧対象の設計図面及び数量計算書等の詳細設計成果については、入札公告時に電子データでも提供頂けると考えてよろしいでしょうか。	実施方針に関する質問ではないため、回答の対象外とします。
27	実施方針	33	別紙3	-	番号 16	要求水準変更リスク	「事業費の減額を目的とした」との記載がありますが、長期のPFI事業であるため、実施済みの部分まで影響が及ぶことはない（遡及されない）との理解でよろしいでしょうか。	詳細は入札公告時に示します。
28	実施方針	33	別紙3	-	番号 20	住民運動に関するリスク	「住民運動に関するリスク」において、本事業に関する住民等への事前説明状況についてご教示願います。	現時点では地元説明会は実施していません。
29	実施方針	33	別紙3	-	番号 20	住民運動に関するリスク	番号20の説明欄に記載のあります「国の提示条件」についてご教示願います。	詳細は入札公告時に示します。

国道4号茶畑地区電線共同溝PFI事業 実施方針に関する質問回答

No.	資料名	頁	項 目			質問内容	回答	
30	実施方針	34	別紙3	-	番号26	設計変更に関するリスク	「設計変更に関するリスク」について、入札段階で示される数量と詳細設計完了段階の数量の差分について、合理的と認められたものは、事業者の帰責とならないため設計変更対象との理解でよろしいでしょうか。	詳細は入札公告時に示します。
31	実施方針	34	別紙3	-	番号26	設計変更に関するリスク	国及び事業者の帰責事由以外により設計変更が生じた場合においては、設計変更協議させていただくことが出来るとの理解でよろしいでしょうか。	詳細は入札公告時に示します。
32	実施方針	34	別紙3	-	番号33	引渡し遅延リスク	国及び事業者の帰責事由以外により本施設の完成・引渡し時期が遅延した場合の増加費用又は損害については、協議のうえ決定するとの理解でよろしいでしょうか。	詳細は入札公告時に示します。
33	実施方針	34	別紙3	-	番号39	第三者への損害リスク	番号39及び番号40の各説明欄に記載されている内容については、公共工事標準請負契約約款第二十九条に基づくものとの理解でよろしいでしょうか。	詳細は入札公告時に示します。
34	実施方針	35	別紙3	-	番号42	部分使用による損害リスク	「部分使用による損害リスク」とありますが、部分引渡しも可能であるとの理解でよろしいでしょうか。	詳細は入札公告時に示します。

国道4号茶畑地区電線共同溝PFI事業 実施方針に関する質問回答

No.	資料名	頁	項 目			質問内容	回答	
35	実施方針	35	別紙3	-	番号44	物価上昇リスク	事業期間が令和30年3月頃までの長期にわたるため、労務費・材料費・機械経費・油脂等の物価上昇が予測されます。 スライド条項の適用ですと事業者は対象工事費の1.0%の負担となりますが、本事業についての物価上昇分はスライド条項適用ではなく年度毎に単価の設計変更の対象となるとの理解でよろしいでしょうか。	詳細は入札公告時に示します。
36	実施方針	36	別紙3	-	番号60	契約解除リスク	不可抗力に起因する契約解除について、事業者負担に「○」が記載されておりますが、不可抗力に対する事業者の負担とはどのようなものを想定しているのかご教示願います。	詳細は入札公告時に示します。
37	実施方針	36	別紙3	-	番号61	契約解除リスク	法令変更に起因する契約解除について、事業者負担に「○」が記載されておりますが、法令変更に対する事業者の負担とはどのようなものを想定しているのかご教示願います。	詳細は入札公告時に示します。

国道4号茶畑地区電線共同溝PFI事業 実施方針に関する意見回答

No.	資料名	頁	項目			意見内容	回答
1	実施方針	1	第1	1	(2) 事業の対象となる公共施設等の名称及び種類	以下の項目を含め、その他事業対象項目がある場合、入札公告時に詳細な施工方法・規格・数量等の提示をお願いします。 ・道路（車道、歩道、水路等） ・道路附属物（道路照明、排水構造物、縁石、防護柵、道路標識等）	詳細は入札公告時に示します。
2	実施方針	4	第1	1	(9) 事業者への支払	割賦払い期間は施設整備期間と同期間(8年)もしくは10年を要望します。 「国への所有権移転後、令和14年度から令和29年度までの間、事業契約書に定める額を割賦方式により支払う。」とありますが、本事業のように事業期間が長期に亘るPFI事業では、金利変動リスクが非常に高くなります。貴局も割賦払い期間が長期にわたることで割賦手数料総額が増加します。 8年もしくは10年を要望する理由は、PFI事業の目的の一つである「行政予算の平準化」は施設整備期間内での平準化でも果たせるためです。また、割引率の低い、近年のVFM算出条件においては、割賦期間が短縮されることで、割賦手数料が削減されVFMが出やすくなります。	原案のとおりとします。
3	実施方針	4	第1	1	(9) 事業者への支払	貴局が設定しているスプレッドと建中金利の利率について開示をお願いします。 また、その設定根拠についても、開示をお願いします。 現在、金利上昇局面であるため、本事業のように事業期間が長期に亘るPFI事業では、金利変動リスクが非常に高くなります。スプレッドと建中金利の利率は、貴局の考え方を知る要素であり、民間企業の事業参画の大きな判断要素になります。 これまでの電線共同溝PFI事業では、北海道開発局・北陸地方整備局・四国地方整備局・中部地方整備局でスプレッドを公表されているので、同様に開示をお願いします。	実施方針に関する意見ではないため、回答の対象外とします。

国道4号茶畑地区電線共同溝PFI事業 実施方針に関する意見回答

No.	資料名	頁	項目			意見内容	回答
4	実施方針	4	第1	1	(9) 事業者への支払	<p>0.8%以上のスプレッド設定をお願いします。</p> <p>我が国の国債金利（15年もの）は、過去15年の推移で約1.9%～0%変動しています。</p> <p>一方、民間の金融機関から資金調達する場合、長期でも10年毎に融資金利を見直すことが一般的であり、16年固定の融資は極めて稀で、その場合の金利は極めて高い利率が設定となります。</p> <p>これら市場の実勢を踏まえ、金利変動リスクを吸収できるスプレッドの設定をお願いします。</p>	実施方針に関する意見ではないため、回答の対象外とします。
5	実施方針	17	第2	6	(4) 工事企業の参加資格要件	<p>工事期間が令和14年3月頃まで長期間に及ぶため配置技術者の交代要件等を検討願います。</p>	実施方針に関する意見ではないため、回答の対象外とします。
6	実施方針	24	第6	2	(2) 東北地方整備局の帰責事由により事業の継続が困難となった場合	<p>「②なお、請求する損害賠償の内容及び金額については、東北地方整備局と事業者が協議して定めるものとする。」とありますが、事業者の帰責事由により東北地方整備局が賠償請求する（1）③についても「東北地方整備局と事業者が協議して定めるものとする」に変更をお願いします。</p>	原案のとおりとします。
7	実施方針	32	別紙3	-	番号5, 6 金利変動リスク	<p>金利の支払いについて、維持管理期間の途中段階でも、基準金利の見直しを行うようご検討をお願いします。</p> <p>案1) 施設引渡日以降、5年毎に基準金利を見直す。</p> <p>案2) 基準金利が0.5%以上変動した段階で見直す。</p> <p>現在、金利上昇局面であるため、本事業のように事業期間が長期に亘るPFI事業では、金利変動リスクが高いため事業参画が非常に難しいです。本施設引渡し時（8年度）、事業完了時（24年後）の金利は予測不可能であり、金利の確定日以降の大幅な変動によって、発注者又は事業者に損得が発生する可能性があります。</p> <p>また、金利変動のリスクが低減されることで、事業参画の意欲向上につながると考えられるため、維持管理期間の途中段階でも、基準金利の見直しを行うようご検討をお願いします。</p>	実施方針に関する意見ではないため、回答の対象外とします。

国道4号茶畑地区電線共同溝PFI事業 実施方針に関する意見回答

No.	資料名	頁	項目			意見内容	回答	
8	実施方針	32	別紙3	-	番号5, 6	金利変動リスク	他の電線共同溝PFI事業における基準金利は国債金利を採用していますが、事業者がSPCを設立し資金調達した場合、利率が国債金利の2～3倍程度と大きく乖離しております。基準金利を民間金融機関で採用されている一般的な金利として頂くようご検討をお願いします。	実施方針に関する意見ではないため、回答の対象外とします。
9	実施方針	32	別紙3	-	番号6	金利変動リスク	「基準金利確定の日以降の金利変動による資金調達コストの増加」について事業者のみがリスクの負担者と記載されていますが、事業者と国とが双方で対処すべき問題であると考えため、国も負担者である内容に記載変更をお願いします。	原案のとおりとします。
10	実施方針	32	別紙3	-	番号11	法令変更リスク	「ただし、事業の継続に過分の費用を要する場合は、契約を解除できるものとする」とありますが、契約を解除されたことに伴う事業者が被る損失の補填について、国と事業者が協議できるようにすべきではないでしょうか。	原案のとおりとします。
11	実施方針	32	別紙3	-	番号12	法令変更リスク	「上記以外の法令変更又は新設による増加費用」と記載がありますが、事業者側で法令変更をコントロールすることはできないため、不可抗力の位置づけになると考えます。増加費用については、設計変更協議の対象としていただきますようお願い致します。	原案のとおりとします。
12	実施方針	33	別紙3	-	番号21	住民運動に関するリスク	「電線共同溝等の施工及び管理に関する住民の反対運動への対応及びそれに起因する事業期間の変更、契約解除等に伴う追加費用」については事業者にのみ「○」が記載されておりますが、仕様通りに施工した場合にも不可効力的な住民反対運動が起こる可能性があるため、国側にも「○」を記載し、協議の対象とするようお願いします。	原案のとおりとします。
13	実施方針	34	別紙3	-	番号28	設計図書の瑕疵リスク	国及び事業者の帰責事由以外により見直しが発生した場合は、費用について協議していただくよう検討願います。	原案のとおりとします。

国道4号茶畑地区電線共同溝PFI事業 実施方針に関する意見回答

No.	資料名	頁	項目			意見内容	回答	
14	実施方針	34	別紙3	-	番号30	環境対策リスク	要求水準書(案)第2.5.(8)に家屋調査等の費用は協議の上設計変更の対象とするとの記載があるため、国の負担についても検討願います。	原案のとおりとします。
15	実施方針	34	別紙3	-	番号32	環境対策リスク	「国の帰責事由以外により」を「事業者の帰責事由により」に変更願います。また、次番号に「上記以外の近隣住民等の要望活動・訴訟に起因する増加費用」を追加する場合、負担者は国、事業者の双方に「○」を記載するよう願います。	原案のとおりとします。
16	実施方針	34	別紙3	-	番号41	第三者への損害リスク	「その他国の帰責事由以外で」を「その他事業者の帰責事由で」に変更願います。	原案のとおりとします。
17	実施方針	35	別紙3	-	番号48	第三者への損害リスク	「国の帰責事由以外により」を「事業者の帰責事由により」に変更願います。また、次番号に「上記以外の維持管理業務の実施について第三者に及ぼした損害を追加する場合、負担者は国、事業者の双方に「○」を記載するよう願います。	原案のとおりとします。
18	実施方針	36	別紙3	-	番号60	契約解除リスク	「不可抗力に起因する契約解除」について、事業者負担に「○」が記載されておりますが、不可抗力により生じる費用は、全額、国側の負担と考えます。分担表の事業者欄の「○」表記削除をお願いします。	原案のとおりとします。
19	実施方針	36	別紙3	-	番号61	契約解除リスク	「法令変更に起因する契約解除」について、事業者負担に「○」が記載されておりますが、事業者側で法令変更をコントロールすることはできないため、不可抗力の位置づけになると考えます。分担表の事業者欄の「○」表記削除をお願いします。	原案のとおりとします。

国道4号茶畑地区電線共同溝PFI事業 要求水準書(案)に関する質問回答

No.	資料名	頁	項 目			質問内容	回答	
1	要求水準書 (案)	2	第1	6		事業の概要	表中、「歩道部／本復旧等」に記載される本復旧の内容をお示し頂けますでしょうか。6(2)解体撤去・復旧・移設対象施設の記載、また、別紙2-1、2-2においては「支障となる部分の復旧のみ」と読み取れます。	詳細は入札公告時に示します。
2	要求水準書 (案)	3	第1	6	(1)	本施設の概要	道路照明が整備内容に含まれておりますが、照明を途切れさせないようにするため、旧照明柱の撤去時期は新照明柱に入線後（維持管理期間）になると思われます。その場合の撤去費用については、維持管理業務内での設計変更対応との理解でよろしいでしょうか。	詳細は入札公告時に示します。
3	要求水準書 (案)	3	第1	6	(2)	解体撤去・復旧・移設対象施設	解体撤去・復旧施設のうち、道路照明、排水構造物、防護柵、縁石等の復旧は、現況施設の再利用が可能な場合は再利用するとの考えで良いでしょうか。	詳細は入札公告時に示します。
4	要求水準書 (案)	3	第1	6	(2)	解体撤去・復旧・移設対象施設	②移設対象施設に情報ボックスの記載がありませんが、移設工事が発生した場合は、本事業に含むとの理解でよろしいでしょうか。	詳細は入札公告時に示します。
5	要求水準書 (案)	3	第1	6	(2)	解体撤去・復旧・移設対象施設	解体撤去・復旧施設のうち、排水構造物、防護柵、縁石等の復旧は、現況施設の再利用が可能な場合は再利用をするとの理解でよろしいでしょうか。	詳細は入札公告時に示します。

国道4号茶畑地区電線共同溝PFI事業 要求水準書(案)に関する質問回答

No.	資料名	頁	項 目			質問内容	回答	
6	要求水準書 (案)	3	第1	6	(2)	解体撤去・復旧・移設対象施設	解体撤去・復旧施設のうち、道路照明の移設の必要性については、道路管理者協議に基づき、最終決定されるとの理解でよろしいでしょうか。	詳細は入札公告時に示します。
7	要求水準書 (案)	3	第1	6	(2)	解体撤去・復旧・移設対象施設	移設対象施設（信号・感知器）について、移設の必要性については、交通管理者と協議のうえ、最終決定されるとの理解でよろしいでしょうか。	詳細は入札公告時に示します。
8	要求水準書 (案)	3	第1	6	(2)	解体撤去・復旧・移設対象施設	「※2 移設工事は交通管理者及び東北地方整備局と協議調整の上決定する」とありますが、東北地方整備局で実施することとなった場合は本事業に含まれる（設計変更対象）との理解でよろしいでしょうか。	詳細は入札公告時に示します。
9	要求水準書 (案)	7	第1	14	—	事業期間終了時の水準	「事業が終了する時点においても、要求水準を満たす状態で維持管理対象設備を保持していなければならない。」とありますが、維持管理対象設備の共用に伴う摩耗、傷等の経年劣化は対象外と理解してよろしいでしょうか。	詳細は入札公告時に示します。
10	要求水準書 (案)	7	第1	15	—	要求水準の変更	「業務内容等の変更が必要と判断した場合には、双方協議の上、要求水準書を変更できるものとする。また、東北地方整備局は、その他の事由により業務内容の変更が必要と判断した場合には、要求水準書の変更を求めることがある。」とありますが、要求水準書の変更に伴い、費用が増減する場合は、設計変更の対象と理解してよろしいでしょうか。	詳細は入札公告時に示します。

国道4号茶畑地区電線共同溝PFI事業 要求水準書(案)に関する質問回答

No.	資料名	頁	項 目			質問内容	回答
11	要求水準書 (案)	9	第2	1	(2) 業務の条件	業務遂行上に必要な、植物の伐採、かき・さく等の除去又は土地若しくは工作物の一時使用により生じる損失は国と事業者と協議のうえ、設計変更の対象との理解でよろしいでしょうか。	詳細は入札公告時に示します。
12	要求水準書 (案)	9	第2	1	(3) 配置技術者の確認	「管理技術者は、事業者が提出した第一次審査資料に記述した配置予定の技術者でなければならない。」とありますが、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等のやむを得ない理由による場合は、参加資格要件を満たす同等以上の技術者に変更することは可能でしょうか。	共通仕様書によります。
13	要求水準書 (案)	10	第2	1	(7) 設計図書等の提出	情報共有システム活用の対象業務であるが、オンライン電子納品の対象としないという理解でよろしいでしょうか。	オンライン電子納品の対象となります。 要求水準書(案)を修正します。
14	要求水準書 (案)	10	第2	1	(7) 設計図書等の提出	調査・設計業務について部分的に設計を完了させ、その区間の工事業務を進めながら残りの設計を引続き実施するなど、部分的な設計完成で事業を進めることは可能との理解でよろしいでしょうか。	要求水準書(案)に関する質問ではないため、回答の対象外とします。
15	要求水準書 (案)	12	第2	2	BIM/CIM活用業務について	BIM/CIM活用にあたり、3次元測量が必要となる場合は、協議の上、設計変更の対象となるでしょうか。	詳細は入札公告時に示します。

国道4号茶畑地区電線共同溝PFI事業 要求水準書(案)に関する質問回答

No.	資料名	頁	項 目			質問内容	回答
16	要求水準書 (案)	14	第2	3	(1) 調査項目	事前調査業務に測量は含まれておりませんが、測量成果は貸与いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	詳細は入札公告時に示します。
17	要求水準書 (案)	14	第2	3	(1) 調査項目	「調査項目が確定した場合は、東北地方整備局と協議の上、設計変更の対象とする」と記載ありますが、①試掘調査、②埋設物調査に係る費用については入札価格には含まれていないものとの理解でよろしいでしょうか。	詳細は入札公告時に示します。
18	要求水準書 (案)	14	第2	3	(1) 調査項目	試掘調査が「調査・設計業務」に含まれておりますが、試掘に関する計画を「調査・設計企業」で実施し、試掘は「工事企業」で実施することは可能との理解でよろしいでしょうか。 可能な場合、試掘に配置する技術者については工事業務外のため、主任技術者または監理技術者の資格要件は適用外との理解でよろしいでしょうか。	要求水準書(案)に関する質問ではないため、回答の対象外とします。
19	要求水準書 (案)	14	第2	4	(1) 設計項目	「電線共同溝修正設計」とありますが、同項の設計条件には「詳細設計成果なし」とあります。電線共同溝詳細設計であり、修正設計ではないとの理解でよろしいでしょうか。	要求水準書(案)を修正します。
20	要求水準書 (案)	15	第2	4	(1) 設計項目	電線共同溝詳細設計の場合、予備設計の有無をご教示ください。	詳細は入札公告時に示します。

国道4号茶畑地区電線共同溝PFI事業 要求水準書(案)に関する質問回答

No.	資料名	頁	項目			質問内容	回答	
21	要求水準書(案)	14	第2	4	(2)	既存ストックの活用について	既存ストックを活用することについて、管理者（通信・電力会社）の了解が得られているか、協議の進展状況をお教えてください。	詳細は入札公告時に示します。
22	要求水準書(案)	15	第2	5	(4)	支障物件等調査及び移転協議	「占有業者等への協議は事前に協議内容を」と記載がありますが、移設依頼文書の発出等の移転請求手続きは国にて実施して頂けるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
23	要求水準書(案)	16	第2	5	(5)	占有業者等との電線共同溝の協議	占有許可申請書による占有業者として、「盛岡市（上水道、下水道）」「盛岡ガス株式会社」が記載されておりますが、電線共同溝への参画予定ということでしょうか。もしくは、地下埋設物の占有企業者ということでしょうか。	地下埋設物の占有企業者となります。
24	要求水準書(案)	16	第2	5	(7)	道路標識、照明灯、信号等の計画調整	必要な場合は事業者が詳細設計を行うものとしてありますが、設計変更の対象となるという理解でよろしいでしょうか。	詳細は入札公告時に示します。
25	要求水準書(案)	16	第2	5	(8)	家屋調査、振動調査、騒音調査	工事業務段階で調査の必要が発生した場合においても協議の上、設計変更対象という理解でよろしいでしょうか。	詳細は入札公告時に示します。

国道4号茶畑地区電線共同溝PFI事業 要求水準書(案)に関する質問回答

No.	資料名	頁	項 目			質問内容	回答
26	要求水準書 (案)	19	第3	1	(5) 技術者の専任	工事業務を実施する企業が、調査・設計業務の試掘調査を実施する場合は、工事業務外のため資格要件は適用外であるとの理解でよろしいでしょうか。	要求水準書(案)に関する質問ではないため、回答の対象外とします。
27	要求水準書 (案)	20	第3	1	(6) 週休2日の実施	路上工事抑制期間については、「東北地方整備局があらかじめ対象外としている内容に該当する期間」に該当するとの理解でよろしいでしょうか。	要求水準書(案)の第3 1 (6)に記載のとおりです。
28	要求水準書 (案)	20	第3	1	(6) 週休2日の実施	4週8休以上の現場閉所を行った場合とありますが、月毎の考えでしょうか。確認書も月1回の提出との理解でよろしいでしょうか。	月毎の考えではありません。確認書については、工事が完了する時期に1回提出してください。
29	要求水準書 (案)	21	第3	1	(10) 施工時期、時間・施工方法の制限事項	「路上工事抑制カレンダー」では、毎年3月は1ヶ月間路上工事中止となっておりますが、当事業は該当しないとの理解でよろしいでしょうか。	当事業も該当します。
30	要求水準書 (案)	21	第3	1	(10) 施工時期、時間・施工方法の制限事項	全工種昼間施工となっておりますが、警察協議等により夜間施工となる場合は、設計変更の対象となるとの理解でよろしいでしょうか。	詳細は入札公告時に示します。

国道4号茶畑地区電線共同溝PFI事業 要求水準書(案)に関する質問回答

No.	資料名	頁	項 目			質問内容	回答	
31	要求水準書(案)	21	第3	1	(10)	施工時期、時間・施工方法の制限事項	施工時間帯が9:00～17:00と記載がありますが、作業時間が「7時間/日を超え7.5時間/日以下」に該当するため、労務費補正割増し係数（時間的制約を受ける場合）が適用されるとの理解でよろしいでしょうか。	一般的な公共土木工事と同様です。
32	要求水準書(案)	22	第3	1	(12)	安全対策（埋設物等公衆物損事故防止）	④ウ）に記載していただいている追加調査が必要となった場合においては設計変更の対象となるとの理解でよろしいでしょうか。	詳細は入札公告時に示します。
33	要求水準書(案)	22	第3	1	(13)	交通安全に関する事項	入札公告時に入札価格に反映される交通誘導警備員の延べ人数は提示されるものと考えてよろしいでしょうか。また、配置人数等の変更が生じた場合は、設計変更の対象となるとの理解でよろしいでしょうか。	詳細は入札公告時に示します。
34	要求水準書(案)	24	第3	1	(18)	コリンズへの登録	工事業務を実施する企業と工事監理業務を実施する企業の双方が登録することができると理解してよろしいかご教授お願いします。	原案のとおりとします。
35	要求水準書(案)	24	第3	1	(18)	コリンズへの登録	本PFI事業の工事業務につきましては工事・実績情報データベースであるコリンズへの登録の記載がありますが、設計業務及び工事監理業務、各種調整業務等につきましてはテクリスへの登録について言及がございません。同データベースのテクリスへの登録（可能となった時点での遡及登録含む）ができるようご検討願います。テクリスの目的は発注者、受注者の双方が過去の実績を確認することで、円滑な受発注業務を実現することだと認識しており、受注した企業および従事した技術者は実績を登録することで、事業参画者のモチベーションを高める効果もあると考ます。	ご意見として承ります。

国道4号茶畑地区電線共同溝PFI事業 要求水準書(案)に関する質問回答

No.	資料名	頁	項目			質問内容	回答	
36	要求水準書(案)	26	第3	2		既存支障施設の移設・解体撤去・復旧業務	工事業務の対象範囲には信号、標識は含まれていませんが、本項には既存支障施設には共架設備（信号・標識等）を含むと記載があります。そのため単独柱の信号、標識は場合により、業務対象に含むとの理解でよろしいでしょうか。	詳細は入札公告時に示します。
37	要求水準書(案)	29	第3	3	(11)	性能を規定する対象範囲	舗装性能規定対象範囲については、標準的な舗装構造を示したものであり、事業者の舗装構造提案による設計変更を行うものではないと記載がありますが、舗装構造に大きな変更が生じた場合は設計変更の対象となるとの理解でよろしいでしょうか。	詳細は入札公告時に示します。
38	要求水準書(案)	32	第3	3	(20)	引込管路・連系管路等の施工	「数量が確定した場合は、設計変更の対象とする。」とありますが、当初契約の際は未計上という理解でよろしいでしょうか。	詳細は入札公告時に示します。
39	要求水準書(案)	32	第3	3	(20)	引込管路・連系管路等の施工	「事業者は、引込管路及び連系管路の施工を行うものとし、電線管理者への委託を基本とする」と記載ありますが、事業者が実施することも可能という理解でよろしいでしょうか。また委託する場合は事業者からの委託となり、別途事務費が発生するという認識ですが、費用は設計変更の対象となるとの理解でよろしいでしょうか。	要求水準書(案)の第3 3 (20)に記載のとおりです。
40	要求水準書(案)	32	第3	3	(21)	舗装の設計	「舗装設計」は工事業務に位置付けられておりますが、設計完了時に要求される舗装関連図面の仕様があれば、お示し頂きたいです。	詳細は入札公告時に示します。

国道4号茶畑地区電線共同溝PFI事業 要求水準書(案)に関する質問回答

No.	資料名	頁	項 目			質問内容	回答	
41	要求水準書 (案)	32	第3	3	(21)	舗装の設計	「舗装設計」は調査・設計業務に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	詳細は入札公告時に示します。
42	要求水準書 (案)	37	第3	5	(1)	3次元計測技術を用いた出来形管理（電線共同溝工）	「3次元計測技術を用いた出来形管理（電線共同溝工）を実施することができる。」とありますが、実施する場合、設計変更の対象との理解でよろしいでしょうか。	詳細は入札公告時に示します。
43	要求水準書 (案)	45	第5	4	(5)	外部対応及び災害対応等	「②災害発生及び想定外の事態が発生した場合の対応」については、設計変更の対象であると考えてよろしいでしょうか。	詳細は入札公告時に示します。
44	要求水準書 (案)	47	第5	4	(2)	要求水準	「事業者は、入線完了後に入構状況を確認し、管理台帳の作成を行うこと。」と記載がありますが、入線工事前に管理台帳を作成し、入溝状況の確認は、現地立会に限らず、電線管理者へのヒアリング等での対応も可能との理解でよろしいでしょうか。	要求水準書(案)に関する質問ではないため、回答の対象外とします。
45	要求水準書 (案)	47	第5	4	(3)	特記事項	「ク 特殊部管理台帳」とあるが、特殊部以外に分岐樹の帳票も作成する考えです。特殊部には分岐樹を含むという理解でよろしいでしょうか。	詳細は入札公告時に示します。

国道4号茶畑地区電線共同溝PFI事業 要求水準書(案)に関する質問回答

No.	資料名	頁	項 目			質問内容	回答	
46	要求水準書 (案)	47	第5	4	(3)	特記事項	「ケ 鍵管理表」とあるが、特殊部等の鍵は維持管理期間中借用頂き、その鍵の管理表との理解でよろしいでしょうか。	要求水準書(案)に関する質問ではないため、回答の対象外とします。
47	要求水準書 (案)	別紙 2-1				事業対象区域図(設計業務・工事業務)	車道及び歩道(路盤、舗装)については、電線共同溝上部のみとなっておりますが、本復旧も影響範囲のみを想定されていますでしょうか。	詳細は入札公告時に示します。

国道4号茶畑地区電線共同溝PFI事業 要求水準書(案)に関する意見回答

No.	資料名	頁	項目			意見内容	回答
1	要求水準書(案)	12	第2	2	(1) BIM/CIM活用業務	BIM/CIMを実施するためには、現況測量を地上レーザー測量・点群測量で実施する必要があると思われます。地上レーザー測量・点群測量のデータの貸与をお願いします。また、測量が未実施である場合は、本事業の中で設計変更にて対応をお願いします。	詳細は入札公告時に示します。
2	要求水準書(案)	19	第3	1	(4) 工事書類簡素化の試行	表 工事書類簡素化の試行対象とその内容の中に「定期安全検収・訓練等」と記載ありますが、「定期安全研修・訓練等」に読み替えてよろしいでしょうか。	要求水準書(案)を修正します。
3	要求水準書(案)	23	第3	1	(16) 特定建設資材の分別解体等等・再資源化等	②再資源化等をする施設の名称及び所在地についてですが、アスファルト殻処理施設の所在地が「盛岡市ミツ割」と記載ありますが、「盛岡市三ツ割」に読み替えてよろしいでしょうか。	要求水準書(案)を修正します。
4	要求水準書(案)	25	第3	1	(20) 現場環境改善(快適トイレの設置)	「⑩ 便座除菌クリーナー等のシ衛生用品」と記載ありますが、「⑩ 便座除菌クリーナー等の衛生用品」に読み替えてよろしいでしょうか。	要求水準書(案)を修正します。
5	要求水準書(案)	27	第3	3	(1) 残土受入地	残土受入地は滝沢市大崎地内「国道4号S51.1kp」と記載ありますが、「国道4号551.1kp」に読み替えてよろしいでしょうか。	要求水準書(案)を修正します。

国道4号茶畑地区電線共同溝PFI事業 要求水準書(案)に関する意見回答

No.	資料名	頁	項 目			意見内容	回答	
6	要求水準書 (案)	43	第5	1	(3)	提出書類	2) 業務報告書について、「入線・抜柱の管理及び電線共同溝管理台帳の作成及び修正」の提出時期が、「業務開始後速やかに」とありますが、「業務開始後速やかに」とは具体的な期間があればご教授お願い致します。管理台帳の作成については、当業務を開始してからの作成となることから、提出時期については協議事項と考えます。	詳細は入札公告時に示します。
7	要求水準書 (案)	43	第5	1	(3)	提出書類	電線管理台帳の修正について、修正更新の頻度は協議のうえ決定して頂くようお願いいたします。	詳細は入札公告時に示します。
8	要求水準書 (案)	2	別紙1	-	-	用語の定義	用語の定義において、事業者＝代表企業となっておりますが、調査・設計業務や工事業務等の各業務においては事業者が実施するとの内容になっております。(第2 1 (1)、第3 1 (1)等) 調査・設計業務および工事業務等の各業務については応募グループの構成員が実施できるよう事業者の用語の定義について修正願います。	要求水準書(案)を修正します。